

発行所
麻生町1561-9
電話②0811(代)

麻生町役場
印刷
麻生幸印

麻生町役場
印刷
麻生幸印

12月15日
No. 228

〈人口〉

男 9,018人
女 9,312人
計 18,330人
世帯数 4,038戸

- 12月のメモ
- 1日 消防操法大会
 - 3日 第三回行方郡美術展覧会
 - 5日 地籍調査所有者閲覧(麻生)
 - 6日 国民年金地区指導者研修会
 - 8日 町議会常任委員長、総務委員協議会
 - 10日 第四回定例町議会
 - 11日 郡子供会研修会
 - 13日 昭和四十八年度道路建物現況調査
 - 17日 歳末募金施設訪問
 - 22日 町振興計画審議会
 - 25日 ねずみ駆除
 - 28日 町民税・国保税徴収

大和第二小学校に 特別教室できる

大和第二小学校に鉄骨造り平家建て255平方メートル、工事費1,150万円で、音楽室理科室をそなえた特別教室がこのほど完成しました。

この工事をするにあたっては、久保田信之さんに、増築敷地を寄附していただくなどのご好意もあり、町内の小学校では初めての音楽室、理科室が完備されました。

大和二小の校訓は「元気で仲よく、いつもにこにこ、とした子どもになろう」これに加えて、情緒の音楽と現代にはかかすことのできない理科と126名の生徒がすくすく育つでしょう。

この工事費については、簡保資金340万円の融資を受け466万円の国庫補助がありました。

特別教室でオルガンの勉強をする
大和二小の六年生



12月25日(火)

いつせいに『ねずみ』退治

ねずみは高等な動物でその駆除には、相当な計画性と技術を必要とし、漫然と殺す殺すを各自が使用しただけでは効果がありません。

町では、昨年末までは殺す殺すを希望者だけに配布していましたが、今年は、全町一戸残らず十二月二十五日に、いつせいに駆除をおこなうことに

宮内さんに勲六等単光旭日章



宮内矯夫さん

十一月三日には、例年、功労者に対して叙勲があります。天掛の宮内矯夫さん(七十五歳)は、多年にわたる社会教育活動の功績により「勲六等単光旭日章」が授与されました。

宮内さんは、戦前は東京で学校教育にたずさわり、引退後は帰郷して農業に従事、昭和二十六年に大和村社会教育委員に委嘱されてからは、今日まで、社会教育全般にわたって活躍されてきました。このことから、昨年は全国社会教育協会より全日本社会教育功労章を受けています。

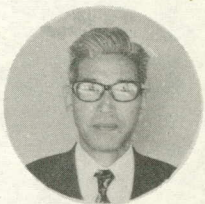
社会常識の乱れがちな現在、宮内さんのように、地道に社会教育に活躍されてきた方が、叙勲の栄を得たことは、他の人々にとっても大きな喜びとなつたことでしょう。

役場職員の 配置がえをおこなう

十一月二十日の町議会において、根本定助役、根本清収入役が承認されたことにより、役場職員の配置換えが十二月五日次のとおりおこなわれ、した。(一)内は旧所属



根本清収入役



根本定助役

町民課長梅見義雄(出納室長)、白帆支支配人小牧常能(厚生課長)、厚生課長宮崎源二(給食センター所長)、給食センター所長永作惣作(診療所事務長)、出納室長浜田久喜(総務課長)、総務課長荒張義(学校教育係長)、土木係長内田幸男(賦課第二係長)、住民係長新橋春雄(農地係長)、学校教育係長永作英夫(企画係長)、企画観

を進められても飲まないこと

※酒酔い運転をすると二年以下の懲役または五万円以下の罰金が科せられます。また交通事故を起すと五年以下の懲役もしくは禁錮または二十万円以下の罰金となり、行政上の処分では酒酔い運転十二点、酒気おび運転六點、酒気おび運転で他の違反を犯すと、その種類によって七十九点の点数がつけられ、他の違反よりも重い免許の停止処分となります。また酒酔い運転をして交通事故を起しますと免許の取り消し処分となります。

飲酒運転を 追放しよう

十二月十日から翌年一月十日までは、飲酒運転追放県民運動の期間です。年末年始はとくに飲酒の機会が多くなり、事故を未然に防ぎましょう。

麻生が優勝

郡ママさんバレーボール

第一回行方郡ママさんバレーボール大会が十一月十七日麻生中・牛堀中両体育館でおこなわれ、麻生町は、Aブロックで優勝、Bブロックで準優勝しました。

ママさんバレーボールは、お母さんのスポーツとして近年盛んになっていますが、郡大会は今年が初めてで、郡内町村から二チームが出場、A・Bと二つのブロックに分れておこなわれました。麻生町のA

〔善〕
〔意〕

善意銀行へ次のかたが預託されました。

矢幡長寿会、太田小学校へ竹ぼうき二十本、ぞうきん百枚。

富田の窪谷はるさんは、麻生小学校へぞうきん百二十枚、小高小学校へ井貝ときわ老人会、竹ぼうき二十二本、ぞうきん百五十枚。井貝の大曾根とめさんは、竹ぼうき二十本。

麻生の立原幹衛さんは、下瀬老人クラブ和幸会へ四千五百円。



農地の小作料について

農地(田・畑)の小作料については、今までになく耕作しているのは、昭和五十五年十月までは従来どおりの小作料金(法定小作料)でよいのですが、農地法改正(昭和四十五年十月)後に契約したものは、地主と小作者の相対によって小作料金が決められます。

小作料金について問題があるときは、農業委員会において標準小作料が設定してありますので参考にしてください。

犬の 放し飼いはやめよう

最近、各地で学童や幼児が犬に襲われてけがをした、死亡したり、また農作物に被害をあたえる事例が数多く

放し飼いはやめよう。犬の放し飼いは、場合によっては、毒えきによる野犬の駆除も考慮中です。捕獲については潮来保健所の指導班が苦情処理も含めて、週二回巡回しています。

